

検討委員会のまとめ

1. 諮問

本市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について

2. 答申主文

金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて「株式会社」に事業譲渡することが適当である。

3. 理由

(1) 多様なサービスの提供が困難

エネルギー自由化によりサービス多様化への要請が高まっているが、地方公営企業では法令等の制約により、電力・ガスのセット販売やポイント還元等の多様なサービスの提供が困難な状況にあり、市民に対し自由化によるメリットを供与できないため。

(2) 地方公営企業としての役割が希薄化

金沢市は市民福祉の向上を目指し、都市ガスや電力のインフラ整備に取り組み、地方公営企業としての役割を十分に果たしてきた。近年、ガス事業では、導管の面的整備がほぼ完了しているほか、家庭用需要の減少により需要構造が大きく変化していること、また発電事業では、水力発電の開発が完了しているほか、電力小売の地域独占撤廃により卸供給のみでは地産地消が困難になっていることなど、地方公営企業としての役割が希薄化しているため。

(3) 経営環境がより厳しい状況に

ガス事業は、エネルギー間競争等による家庭用需要の大幅な減少に加え、人口減少や地球温暖化対策の進展などにより、経営が厳しくなる恐れがあり、また発電事業は、電力会社との長期契約終了後、売電価格が変動することにより経営が不安定化することから、将来、経営環境がより厳しくなることが見込まれるため。

[家庭用ガス需要の大幅な減少]

- ・家庭用供給戸数 H20 : 65,526 戸→H30 : 54,880 戸 (▲10,646 戸、▲16.2%)
- ・家庭用普及率 H20 : 42.2%→H30 : 31.5% (▲10.7 ポイント)

(4) 株式会社によるガス・電気の一体経営

株式会社は事業環境変化への柔軟な対応が可能であることから、株式会社で両事業を一体運営することによりサービス多様化が図られ、市民サービスの向上や、ガス事業の営業力強化、再生可能エネルギーの地産地消等を実現することが可能となるため。

4. 留意事項

(1) 地域のエネルギーのあり方に対する市の責任

金沢市は、今後も地域エネルギーのあり方に責任を持って政策を進めていくこと。

(2) 事業譲渡先となる「株式会社」の形態

事業譲渡先の株式会社は、金沢市内に本社を置く、新設会社とすることが望ましいが、金沢市民や事業主体、金沢市の三者にとって最も適した形態となるよう、総合的に判断すること。

(3) 事業主体の公正な選定

公募型プロポーザル方式により、安全・安心な経営と地域社会に貢献する事業主体を、公平・公正に選定することが望ましい。

(4) 金沢市内事業者との連携

これまで両事業を支えてきた人材や技術力の活用と、地域経済の活性化を図るため、事業主体の選定にあたっては、金沢市内の事業者との連携に配慮すること。

(5) 事業譲渡先への金沢市の出資

金沢市が長きにわたり安定した事業実績を残してきた経緯を踏まえ、引き続き市民の安全・安心を確保するため、事業譲渡先の新会社に対し出資を行うことが適当である。

(6) 円滑な事業承継等のため金沢市職員を派遣

金沢市が培ってきた技術技能の伝承や円滑な事業承継を図り、市民の安全・安心を確保するため、金沢市職員を事業譲渡先の新会社に派遣することが適当である。

(7) 可能な限り早期に事業譲渡を

関連設備の更新状況や事業執行上の諸契約の状況を見極めながら、早めに自由化のメリットを市民に供与するため、可能な限り早期に事業譲渡することが望ましい。

(8) 市民等への周知

円滑な事業承継を図るために、金沢市民や市内事業者に対する広報の充実に努められたい。